

まちづくりに参加しませんか

自治基本条例推進委員会 委員募集

▼申し込み・問い合わせ先 企画課 企画広報班(合志庁舎)
☎(248)1813

まちづくりをすすめるための基本的なルールとして「合志市自治基本条例」を制定し、市民・市議会(議員)・市の執行機関(市長・市職員)の三者の参画と協働によるまちづくりをすすめています。この自治基本条例の運用状況を確認し、条例の基本的な事項について調査・審議する機関として「合志市自治基本条例推進委員会」を設置しています。

委員には各種団体から推薦された人、他、本市に通勤・通学する人を含む市民の皆さんからの公募による委員も選任しています。このたび、改選に伴い次のとおり委員を募集します。

- 委員の仕事
 - ・自治基本条例の運用状況確認と検証の審議
 - ・自治基本条例の啓発に関することなど
- 募集人数 4人
- 任期 6月1日から2年間

応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、「応募の理由」と「合志市のまちづくりについて思うこと」の作文(800字以内)を企画課まで提出してください。

応募は持参、郵送、ファクスまたはEメールでお願いします。様式は問いませんが、標準応募用紙を企画課に備えています。また、市ホームページからも印刷して使用できます。

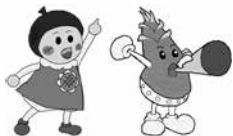
募集期限

5月2日(火) ※当日消印有効

応募先

〒861-1195 竹迫2140
企画課 企画広報班(合志庁舎)
☎ 248-1813
Fax 248-1196
Eメール
kikaku@city.koshi.lg.jp

'みんなですすめるまちづくり'
自治基本条例



申請はお済みですか

災害復興商品券 申請期間を延長しました

▼申し込み・問い合わせ先 商工振興課(合志庁舎)
☎(248)1115

熊本地震で被災した建物の復旧を支援する災害復興商品券(5万円分)の申請期間を延長しました。

●対象

- ①申請者が市内に所有し、熊本地震で被災した住宅または店舗
- ②復旧工事に税込み50万円以上要したもの
- ③次のいずれかに当てはまる建物

・り災証明を取得し、一部損壊の判定を受けた建物

・り災証明を取得していない建物

・り災証明を取得し、半壊の判定を受けたが、応急修理制度などの公的な支援を受けられない建物

●申請方法 次の書類を商工振興課へお持ちください。

- ・申請書(窓口に用意しています)
- ・建物の場所が分かる地図
- ・工事前の写真(壊れている様子が分かるもの)またはり災証明書
- ・工事後の写真

・見積書または明細書(工事業者が発行する工事箇所ごとの金額明細)の領収書

●対象になる工事

- ・外部工事(屋根・外壁・建具など)
- ・内部工事(内装・建具など)
- ・設備工事(浴室・配管など)
- ・ブロック塀、コンクリート塀、擁壁、基礎

●対象にならない工事

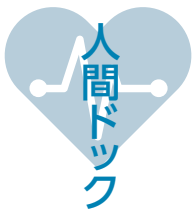
- ・別棟や外構の工事(倉庫・車庫・看板など)
- ・機器・家具の購入・修理(電気器具・給湯器・洗面台・システムキッチンなど)
- ・その他(防虫剤、クリーニングなど)
- ・被災建物の解体または新築
- ・工事業業者によらない工事

●申請期限

12月22日(金)

●商品券 審査のうえ後日お渡しします。平成30年3月31日(土)まで、市内の登録店舗約120店で利用できます。

合志市国民健康保険・後期高齢者医療制度 人間ドックとユーパレス弁天の利用料を補助します



人間ドック受診費用の一部を補助します。健診受診は健康づくりの第一歩です。早期発見・早期治療のため、定期的に受診しましょう。

●対象(いずれも先着順)

- 国民健康保険加入者(1,000人)
- ・平成29年4月1日および受診日に国民健康保険に加入している人
- ・本年度中に満40歳以上になる人
- ・国民健康保険税の滞納がない世帯の人
- ・特定健診を受けない人
- 後期高齢者医療制度加入者(120人)
- ・受診日に後期高齢者医療制度に加入している人

- ・後期高齢者医療保険料の滞納がない人
- 補助の内容
- ・後期高齢者健診を受けない人
- ・人間ドック検診料金の7割以内で、上限25,000円

●申込場所

●西合志庁舎
健康づくり推進課
(国民健康保険加入者)
高齢者支援課
(後期高齢者医療制度加入者)

●持ってくるもの

- ・保険証、印鑑(認め印可)
- ※内容・料金表などは4月20日(木)以降に各申込窓口に配置します。
- ※人間ドック補助金申請書は5月1日(月)から各申込窓口(西合志庁舎)に配置します。
- 申込期間 5月1日(月)～6月30日(金)
- ※期間外の受け付けはできません。
- 注意事項

- ・受診日前に国民健康保険の資格を喪失(社会保険への加入など)した場合、合は助成を受けられません。
- ・特定健診・後期高齢者健診との二重受診などで補助対象にならないことが判明した場合は、全額受診者負担となります。



ユーパレス弁天を利用して健康づくりを始めませんか。ユーパレス弁天のプールまたはトレーニングジムを1回200円で利用できる補助券を交付します。

●対象

- ・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
- ・本年度中に満40歳以上になる人
- ・保険税(保険料)の滞納がない世帯の人
- ※国民健康保険に加入している人へ。一部交付を制限する場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

●申込場所

- 国民健康保険加入者
- ・健康づくり推進課(西合志庁舎)
- 後期高齢者医療制度加入者
- ・高齢者支援課(西合志庁舎)
- 持ってくるもの
- ・保険証、印鑑(認め印可)
- 交付枚数・募集人数
- 国民健康保険(1人30枚)
- ・1期 300人
- ・2期 200人
- 後期高齢者医療(1人50枚)
- ・100人

●申し込み

- 国民健康保険加入者
- ・健康づくり推進課(西合志庁舎)
- ☎(242)1183
- 後期高齢者医療制度加入者(75歳以上の)
- ・高齢者支援課(西合志庁舎)
- ☎(242)1109

